

資料1 特別職の法律の位置づけ

役職	市長	副市長	教育長
根拠	市町村に市町村長を置く (地自法第139条の2)	市町村に副市町村長を置く (地自法第161条)	普通地方公共団体に長の外、委員会を置く (地自法第138条の4) 市町村に教育委員会を置く (地教法第2条) 教育長及び4人の委員をもって組織する (地教法第3条)
任期	4年 (地自法第140条)	4年 (地自法第163条)	3年 (地教法第5条)
職務	統括、代表 (地自法第147条、第148条) 事務 ・議案提出 ・予算調整と執行 ・地方税の賦課と徴収 ・手数料等の徴収 ・過料を科す ・会計の監督 ・財産の取得と管理及び処分 ・公の施設の設置と管理及び廃止 ・証書と公文書類の保管 ・そのほか事務の執行 (地自法第149条)	長の補佐、政策及び企画、職員の担任する事務の監督、長の職務代理 (地自法第167条)	総理、代表 (地教法第13条) 事務 ・学校その他の教育機関の設置と管理及び廃止 ・教育財産の管理 ・教職員の任免その他の人事 ・児童の就学、入学、転学、退学 ・学校組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導 ・教科書等の教材の取り扱い ・校舎等施設と設備、教具 ・教職員等の研修 ・教職員と生徒等の保健と安全、厚生と福利 ・学校等教育機関の環境衛生 ・学校給食 ・青少年・女性・社会教育 ・公民館事業 ・スポーツ ・文化財保護 ・ユネスコ活動 ・教育に関する法人 ・教育に係る調査、基幹統計 ・広報、教育行政に関する相談 ・そのほか教育に関する事務の執行
条例等		白井市副市長に対する事務委任規則 白井市副市長定数条例	白井市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則

※地自法:地方自治法、地教法:地方教育行政の組織及び運営に関する法律